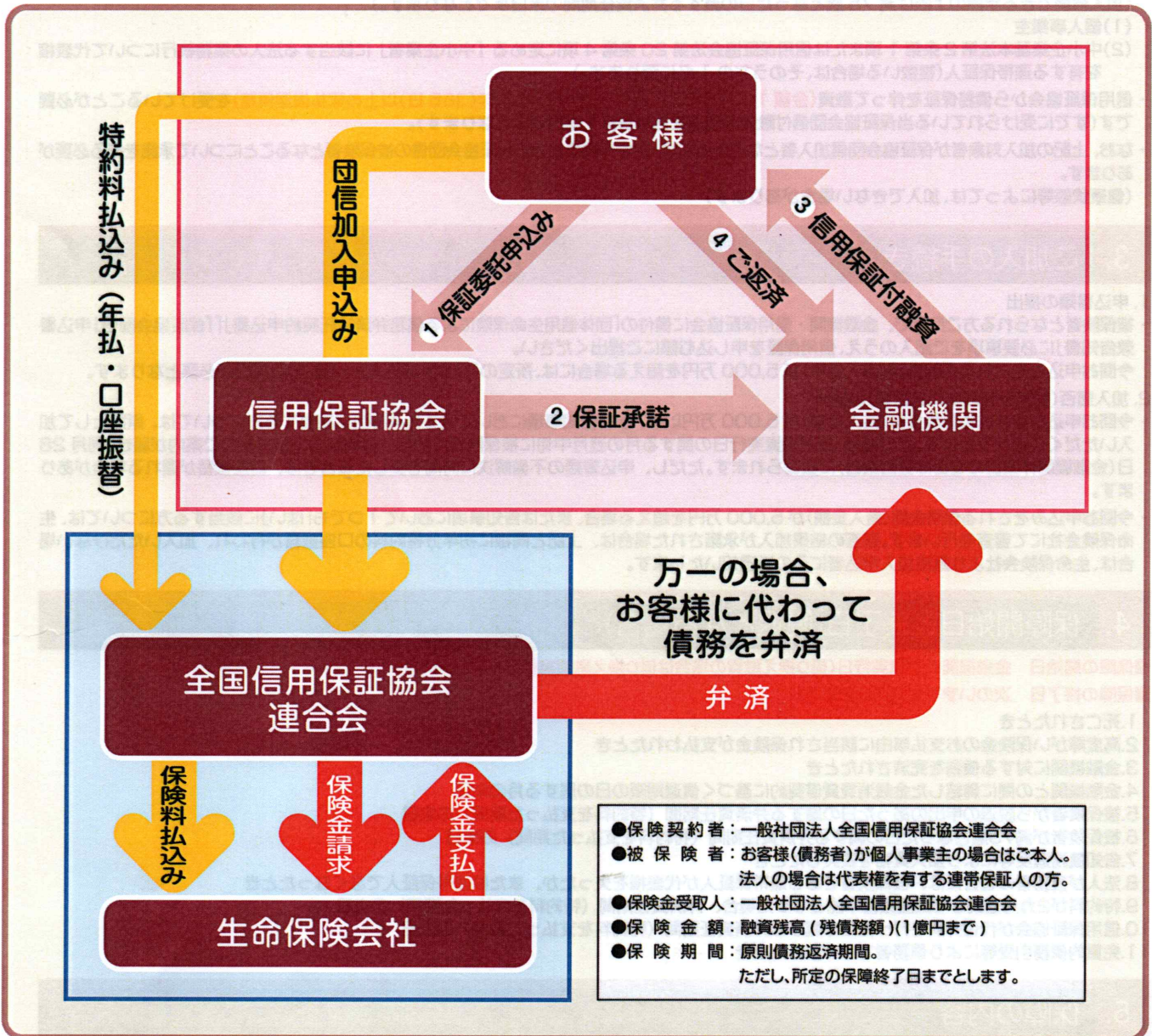


1. 保証協会団信のしくみ



ご加入手続き	保障開始	保険事故発生 保険金請求	残債務の弁済
<p>信用保証協会に保証申込みを行う際に、加入手続きを行います。</p> <p>■必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書 ◇「保証協会団信」申込書兼告知書 <p>(今回お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円を超える場合には所定の「健康診断結果証明書」のご提出が必要となります)</p>	<p>融資実行日に保障開始</p> <p>(ただし、引受生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることについて承諾を得た方に限ります)</p> <p>代表者変更や保険金支払事由が発生した場合には、速やかに債務保証を行っている信用保証協会までご連絡ください。</p>	<p>被保険者の死亡 または 所定の高度障がい状態に該当</p> <p>■必要書類</p> <p>〈死亡の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇死亡事実の記載のある住民票 ◇所定の死亡証明書 ◇償還予定表・償還履歴表 等 <p>〈高度障がいの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇所定の障がい診断書 ◇償還予定表・償還履歴表 等 	<p>信用保証協会の保証割合にかかわらず、お客様の残債務が一般社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取った保険金をもとに弁済されます。</p>